

久留米市健康保険課窓口業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「健康保険課窓口業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

久留米市健康保険課窓口業務

(2) 業務内容

健康保険課窓口業務（詳細は「久留米市健康保険課窓口業務仕様書」のとおり）

(3) 期間

契約期間は平成29年7月1日から平成32年3月31日

ただし平成29年7月1日から同年12月31日までは準備期間、業務開始は平成30年1月1日とする。

(4) 業務場所

久留米市城南町15番地3

久留米市役所本庁舎1階 健康福祉部健康保険課執務室内

3. 予算額

上記契約期間における価格提案額の上限は80,132千円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）とする。

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

平成29年	4月10日（月）	公募開始
平成29年	4月17日（月）	説明会開催
平成29年	4月21日（金）	質問書受付締切
平成29年	4月28日（金）	質問書に対する回答
平成29年	5月9日（火）	企画提案書等の提出締切
平成29年	5月15日（月）【予定】	資格審査の結果通知
平成29年	5月23日（火）	面接ヒアリングの実施
平成29年	6月1日（木）【予定】	審査結果通知書の送付
平成29年	6月8日（木）頃	契約締結

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が管理する情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。
- (9) 官公庁における窓口業務委託の実績を有していること。

7. 説明会

- (1) 開催日時 平成29年4月17日（月）10時30分
- (2) 場所 久留米市役所 13階1303会議室

※説明会への参加は任意である。

8. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（第2号様式）を持参、または電子メールに添付して、「17. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問書の受付期限

平成29年 4月21日（金）17時15分まで（必着）

(3) 回答方法

平成29年4月28日（金）までに、質問書（第2号様式）に記載したメールアドレス

レスあてに電子メールで回答する。また、市ホームページに掲載する。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、ケ、コは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

- ア 参加申込書（第1号様式） 1部
- イ 企画提案書（第3号様式）及び任意様式 6部（「企画提案書作成要領（別紙）」を参照）
- ウ 事業者概要（第4号様式） 1部
- エ 過去の受託実績（第5号様式） 1部
- オ 価格提案書（第6号様式） 1部
- カ 委任状（第7号様式） 1部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）
- キ 役員等調書及び照会承諾書（第8号様式） 1部
- ク 参加資格に係る申立書（第9号様式） 1部
- ケ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書） 1部
- コ 納税（滞納なし）証明書（下記参照） 1部
- サ 直近3ヶ年度の決算関係書類（貸借対照表および損益計算書）各1部
- シ その他参加資格を満たしていることが確認できるもの 各1部

納税証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分	税区分		法人	個人
		税目		
市外かつ 市内	県外	国税等	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
	福岡県内	福岡県税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外・法人の場合、「国税等」の証明を提出)

※ 参加手続き等を委任する場合、委任を受けた者の支店等の所在地区分とする。

(2) 提出期間及び時間

平成29年4月10日（月）から平成29年5月9日（火）（土日祝日を除く。）までの8時30分から17時15分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

10. 企画提案書作成方法

別紙「久留米市健康保険課窓口業務企画提案書作成要領」を参照。

11. 審査方法

- (1) 企画提案書等については、本プロポーザル審査委員会が審査する。提案書等の構成及びポイントは下表のとおりである。なお、参加者が1者のみの場合は、本プロポーザルを中止することがある。

構成	ポイント	配点
1. 業務遂行能力	事業目的達成のための基本的考え方や実施体制 国民健康保険及び後期高齢者医療制度への理解	10点
2. 業務実績	官公庁からの業務委託の経験等と同様の業務の受託等の実績について	50点
3. 業務遂行体制	準備期間における業務の引継ぎ体制の構想 業務を円滑に実施するための要員の配置・体制・管理 要員の採用・教育 トラブル発生時の対応および体制	30点
4. 業務スキル	窓口受付、事務処理について業務知識やノウハウが生かされているか 本業務の遂行にあたり実現可能性が高く、本市にとって有効な提案がなされているか	20点
5. セキュリティ対策	個人情報保護のための社内体制 窓口業務運営上の個人情報流出予防策 流出事故が生じた場合の対処策	40点
6. 価格の妥当性	提案された業務内容に基づき、正確に積算され、適正な金額になっているか	50点

(2) 面接ヒアリング

企画提案書の内容に対する質疑及び補足説明を求めため、面接ヒアリングを行う。

なお、面接ヒアリングを行う日程及び場所についての詳細は、文書または電子メールで通知する。

1 2. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

1 3. 審査結果

- (1) 通知方法 企画提案書等を提出し、参加資格を満たした全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 平成29年6月1日(木) 【予定】

1 4. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 面接ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格提案書の金額が3. 予算額を超過した場合

1 5. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 6. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「1 7. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 審査期間中の営業活動の禁止

プロポーザルの参加申込書の提出期限（平成29年5月9日（火））から審査委員会において選考が終了するまでの間に、審査委員又は事務局に対する営業活動は禁止する。

(6) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.7. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市健康福祉部健康保険課（担当：靄久・千代島）

電話 0942-30-9029 ファクシミリ 0942-30-9751

電子メールアドレス hoken@city.kurume.fukuoka.jp